

## 第2編 犯罪とその刑罰

### 第1章 殺人罪とその形態

第138条 ① 他人を殺した者は、(単純)殺人犯(reo de homicidio)として、10年から15年の禁固刑に処せられる。

② 次の場合、(犯罪)行為は1段階高い刑(\*注)に処せられる：

- a) 第140条第1項のなんらかの事由がその行為に伴うとき、または
- b) (犯罪)行為が、さらに第550条の侵害罪を構成するとき。

(訳者注：第70条の計算方法従うと、15年1日から22年6月となる。)

第139条 次のなんらかの事由を伴って、他人を殺した者は、(謀殺)殺人犯(reo de asesinato)として15年から25年の禁固刑に処せられる：

1. 背信行為を伴って。
2. 対価、報酬または契約によって。
3. 意図的および非人間的に被害者の苦痛を高めて、残酷さを伴って。
4. 他の犯行を容易にするため、または、犯行の発覚を避けるために。

② 一個の殺人に前項の事由が2個以上伴うときは、刑は下限を上下限の差分の半分上回らせて科される(\*注)。

(訳者注：この場合、第66条に示すように、下限が5年引き上げられて20年となり、結局、20年から25年となる。)

第140条 ① 次のなんらかの事由が伴うときは、(謀殺)殺人犯は再審可能終身禁固刑に処せられる：

1. 被害者が16才未満の未成年者である、または、その年齢、疾病または障害の理由で特に(犯罪)弱者であること。
2. (殺人)行為が、殺人者が被害者に加えた性的自由に反する犯罪に引き続いたこと。
3. 犯罪が、犯罪グループまたは組織に属する者により行われたこと。

② 3人以上の殺人で有罪判決を受けた殺人犯には再審可能終身禁固刑が科される。この場合、第78条の2第1項b)および同条第2項b)の規定が適用される。

第140条の2 (2021年改訂) ① 本章に含まれる1以上の犯罪の実行で有罪判決を受けた者には、さらに、監視付き釈放処分を科することができる。

② 被害者および前3条に規定される犯罪の行為者が共通の子を持っている場合、司法当局は、後者について、親権剥奪の刑を科す。

同じ刑が、被害者が行為者の子であった場合、他の子（存在する場合）について科される。

第141条 前3条に規定される犯罪の扇動、共謀および教唆は、前各条の場合に規定される刑より1または2段階低い刑に処せられる。

（訳者注：刑の計算は第70条参照。）

第142条 **（2022年改訂）** ① 重大な過失により他人の死を引き起こした者は、過失致死犯として、1年から4年の禁固刑に処せられる。

過失致死が自動車またはモータバイクを使用して行われた場合は、同様に、1年から6年の自動車とモータバイクの運転権利剥奪刑が科される。本項のために、第379条に規定される事由のなんらかの存在がその行為の発生を決定づけた運転は、いずれにしても、重過失と評価される。

過失致死が火器を使用して行われた場合は、また、1年から6年の期間、火器携帯または所有の権利剥奪刑が科される。

致死が業務上過失で行われた場合は、さらに、職業または職務行使について3年から6年の個別的公権剥奪刑が科される。

② 準重過失で他人の死を引き起こした者は、3月から18月の罰金刑に処せられる。致死が自動車またはモータバイクを使用して行われた場合は、同様に、3月から18月の自動車とモータバイクの運転権利剥奪刑が科される。交通、自動車の運行および道路安全規則の重大な違反のなんらかの実行が（致死）行為の発生に決定的である（重過失と評価されない）過失は準重過失と評価される。決定的であるかどうかの評価は理由付け裁定でなされなければならない。

致死が火器を使用して行われた場合は、同様に、3月から18月の期間、火器携帯または所有の権利剥奪刑を科することができる。

自動車またはモータバイクを使用して発生する場合を除いて、本項に規定する犯罪は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ訴追できる。

第142条の2 **（2019年新設）** 前条第1項に規定される場合、裁判官または裁判所は、発生した危険および違反された注意の法的義務の特別な存在および重大性に留意して、（犯罪）行為が明らかな重大性を帯びていて、また、2人以上の死亡を、または、一人の死亡とその他の者に第152条第1項第2号または3号の犯罪を構成する傷害を引き起こした場合、理由付きで1段階高い刑を、適切と判断する範囲で、科することができる、また、死者の数が多くなった場合は、2段階高い刑を科することができる。

第143条 **（2021年改訂）** ① 他人の自殺を誘発する者は、4年から8年の禁固刑に処せられる。

- ② 人の自殺に必要な行為に協力する者には、2年から5年の禁固刑が科される。
- ③ 協力が死を実行する点に達した場合は、6年から10年の禁固刑に処せられる。
- ④ 慢性的および忍耐が困難な重い苦しみを患っている、または、身体的または精神的苦しみを伴う重大かつ治癒不能の疾病を病んでいる者の明示的、真摯な、かつ、明白な願いで、死亡を引き起こした、または、死に必要かつ直接の行為で積極的に協力した者は、本条第2項および3項に規定される刑より1または2段階低い刑に処せられる。
- ⑤ 前項の規定に係わらず、安楽死の規制基本法の規定を遵守して、他人の死亡を引き起こした、または、死亡に積極的に協力した者は刑事責任に陥らない。

第143条の2 **(2021年新設)** 未成年者または特別な保護を必要とする障害者の自殺を発起、奨励または誘引することを特に目的としたコンテンツを、インターネット、電話またはその他の情報通信技術を介しての公衆への配布または伝搬は、1年から4年の禁固刑に処せられる。

司法当局は、前段で言及されるコンテンツの削除、主として当該コンテンツを提供するサービスの中断、または、国外にある場合にはその両方のブロックに必要な措置を講じることを命じる。